

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（6-12）

2. 日時

令和3年1月26日（火）16時15分～18時15分

3. 場所

原子力規制庁 8階北会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、田邊専門職、上原技術参与、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

富永取締役執行役員、他9名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：6次申請第2回補正に対するコメントの対応状況

資料2：コメント反映箇所

資料3：6次申請 第1回補正申請書に対するコメント - 第2回補正申請書でのコメント反映箇所のリストの再確認について -

資料4：6次申請 第2回補正申請書でのページ欠落と仕様表の記載入替りに関する調査について

資料5：6次申請 第2回補正申請書 設備・機器と建物・構築物が混在する場合における設備側と建物側の設計取合いの明確化

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁アリタです。それではただいまより三菱原子燃料の第6次設工認の面談を始めます。
0:00:10	本日の面談は令和2年8月3日付申請があり、例を3年1月8日付、第2回補正申請がありました三菱原子燃料6次設工認についての事実確認になりました内容としましては前回の事実確認を書面で回答いただいておりますのでそれについての追加確認。
0:00:30	加えまして、第2回補正申請に関する事実確認行為はついて進めたいと思います。
0:00:40	それでは当地順番に指摘事実確認を進めていきたいと思います。
0:01:21	はい。原子力規制庁ナガイです。まず最初に、本日のベンダー資料で提出していただいています。通録地震性の第2回補正に対するコメントの
0:01:37	対応状況ということでの資料なんですけど、これは
0:01:43	ナンバーが2800A36番から2889番までのこれ前回、11月10、
0:01:55	9日の
0:01:58	面談時に対する回答を記載した資料になってます。これには添付書類も沢山ついてはいるんですけども、昨日通提出していただいた資料もありますので、
0:02:14	全員が全部まだ見れているという状況にはありませんので、ですので、特にです、2点お伝えします。プレ2862番、これ3ページ資料の
0:02:30	3ページの応答2862番でこれはペレット配列キーの波及影響の説明について、事実確認をした際に、これは水平展開もしてくださいということで、
0:02:49	お願いしておりますので、
0:02:53	補正申請にあたっては、漏れのないようにしてくださいということですので、それに関連してというか、同様の
0:03:03	言葉ですね、
0:03:06	6ページ目の2885番。
0:03:11	ですんでこれは
0:03:13	とじこめに関するもので、ここでも
0:03:18	コメント自体の中に制展開ということで、2次補正の記載箇所でも漏れが結構記載漏れが見受けられていますので、全般、一つ一つの事象というよりは全体を通して、
0:03:35	このです、二次補正後の面談で確認した内容については、水平展開をするようにしてください。ここでは本日資料の回答が来てますけれども、こういう個々のすべて

0:03:51	状況を確認できている状況でありませので、準じ我々のほうでも見えていますけれども、補正のほうにですね、指摘の趣旨を踏まえて補正のほうできちんと反映するようにしてください。
0:04:07	ナガイから以上です。
0:04:14	MNFヤマカワです。承知いたしました。
0:04:48	原子力規制庁の上原です。それでは
0:04:51	新しいコメントとしましてですね。
0:04:55	私から1点、臨界の件なんですけども。
0:05:00	970ページ、これは資料表ですね、渦電流検査装置、それから、同じく972ページの線走査装置、
0:05:11	それぞれ表2節の16とか17ですけども、ここで新しく周期されたんですけど、追記ですね、4-2の節1として、直径■■■■以下の場合には離隔消火の対象外と。
0:05:27	ということですがちょっとこちらも理屈がよくわかりませんので、理由をですね、添付説明書に記載を追記いただきたいと思います。
0:05:38	それと同じく1028ページの加工棟の線走査装置、
0:05:43	これにも追記がありましたので、同じでございます。
0:05:47	本件追記いただけるということであれば、別途書面で回答で結構だと思います。
0:05:55	とりあえず私から以上です。
0:06:01	はい。
0:06:02	承知いたしました。
0:06:06	続きまして規制庁タナベでございます。
0:06:10	えーとですねスクラップ貯蔵棚、番号で言うと529番の粉末よう(ア)の作業室(2)というものについてなんですが、ページで言うとですね、5433ページ、こちらの説明において、ユニット表面間距離をですね、確保するために、
0:06:29	時にはですね。隔離管理線を引くかスペーサーを取りつけるというふうにしてございます。
0:06:36	ただこれどちらかということになっておりまして、この本設備がですね、どちらの対応をとるのかというのがちょっとわかりませんので、こちらのほうですね明らかにするようお願いいたします。これ線を引きますっていうことか、スペーサーを取りつけますとですね、どちらかになると思うので、
0:06:53	書面で回答をですね、していただくようお願いいたします。規制庁タナベから以上でございます。
0:07:10	YKT燃料ナカムラです。承知いたしました書面で回答いたします。

0:07:18	規制庁座ですけれども、書面で回答いただくとともに、当会申請書に明確になるように反映が必要であれば反映してください。よろしくお願いします。
0:07:35	はい。
0:07:36	山根ヤマカワです。承知いたしました。
0:07:41	原子力規制庁ナガイです。次に、やはり臨界の観点なんですけれども、1点お伝えします。1000 ページで言うと、5303 ページのですね。
0:07:56	で 4.1.4 ページの節 6 の説明で秤量器、これは果汁変換器が在荷として
0:08:09	そうですね、ウランの重量ですね、
0:08:14	■■■■を検知しているときに、受け入れ不可とするインターロックを設置する設計とすることが説明されておりますけれども、どのようなインターロックを設置しているのか、説明してくださいということです。また、
0:08:32	使用表 2126 ページに、この設計番号の記載がないんですけど、その理由を説明してください。
0:08:43	でですね、
0:08:45	これについては 2130 ページの表隣接の 4 でその他の加工施設使用表。
0:08:56	ただ、
0:08:57	これも含めてですね、時開票次回更新世に適合確認する範囲、
0:09:05	がついているんですけど、使用表ごとに作成し成果の管理するようにしてください。
0:09:13	私から以上になりますが、本件で我々は私のほうで何か事実誤認があれば、簡単で結構ですけど御説明いただけますでしょうか。
0:09:28	原子燃料のクサマでご協議いただきました。といったところで簡単にちょっと公聴会したいと思います。まず当コミュニティということでございます。ただ、基本的には焼結等々ですね。
0:09:44	一つ説明金属容器ペレットと呼ばれても予備用機器を組んでで空け替えとってございます。基本はいきたいという内容になっておりまして、焼結冒頭案ポートで結局大きい取り組みショップとかっていう形になります。
0:10:00	氷結もとね繁忙とデブリあったウラン量はですね核的制限ピックアップですね、i - Aルートピット集のことから、ペレット開けない機材での協力で開けたいときですね、やっぱりいる金属空気分ですね、当ファンドですね、TPした。
0:10:20	ですね、言葉ですね、僥倖冒頭ですね、受け入れのインターロックになってございます。
0:10:29	またですね、この秤量器でございますが、基本Bは東亜病気ではなくてですねこの立替金ぴったりまた協力にですね、県域類 6 になってございます。
0:10:42	以上です。はい。

0:10:44	原子力規制庁の永井です。おかれまして。今最後に御説明のあった通り、2126 ページ。
0:10:54	ということです。はい。
0:10:57	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:11:01	今最後に御説明のあった通り、私のほうで 2126 ページに記載のあります。秤量キーという認識で説明の方呼んでおりましたけれども、
0:11:17	ペレットあけ回帰いいのインターロックということで承知しました。ちなみにちょっと3年のため確認したいんですが、インターロックがついているというペレットは決壊キーは何ページの使用表を見れば、
0:11:34	書いてあるんでしょうか。
0:11:44	その点ですね、結局ねえ。
0:11:51	装填もですね、含めて回答のこの資料のほうで回答するように、してください。後日書面で回答してください。お願いします。
0:12:06	次のクサマです
0:12:10	本件了解いたしました。ご参考までに東プレかけ会計局の存在につきましては、2 対個人認定書 - 768 ページのその他構成機器の中にですね秤量器を書かせていただいております。以上です。
0:12:31	60、
0:12:37	はい。
0:12:39	いや。
0:12:41	はい。原子力規制庁ナガイです。空け替えTペレットメール開け会期のポートのインターロックが確認できましたので、承知しました。で、後段でお伝えしてきましたですね。
0:12:57	使用料のうち、次回以降申請で適用を確認する範囲については、
0:13:07	原則はですね、一体時仕様表とそれから次回表という言わせていただきますけど、次回表は原則は一對一で管理するようにしてください。ただもう全く同じことの記載を何度も繰り返す必要ないと思いますので、
0:13:27	そういうものについてはグルーピングして一つの次回票にすることも可能だと思いますけれども、その次回以降、申請時ですね、何かこの部分は借りとったとかこの部分はまだ残ってるというような複雑に
0:13:43	なるようなものについてはですね、やはり時開票はちゃんと分けて記載Eをするようにして、次回以降きちんと借りとられているというのが管理できるかどうかということを判断の目安にして、
0:14:00	作成をするようにしてください。
0:14:13	はい、承知いたしました検討いたしまして、

0:14:19	はい。規制庁ありカルシウム続きまして臨界関係で終わった保守から2点事実確認をしますと、こちらを書面で回答もらえば結構です。一つ目。
0:14:32	345ページの遠心載パッキンの仕様表、あと419ページに遠心分離機の仕様とこれらのかつていう制限値の数字なんですけど、店舗資料の5330ページの表を見ると、これらについては、
0:14:49	ポンプについて新たに核的制限値を設定しているということで、
0:14:54	変更するはずなんですけど仕様書の変更仕様表の変更内容欄にその記載がございません。
0:15:03	同様な指摘としましては、今度は1229ページの運搬台車
0:15:08	平面132ページの中央監視書かれている自重堂だな部屋が34ページの金属代々木括弧粉末用台車(1)
0:15:18	これらについては店舗C0-5335ページから36ページを見ると、
0:15:25	これらについては容器、摺動する容器の改造に伴って核的制限値を見直したって、記載はあるんですけど、使用表の変更欄に記載がありません。ポリヤについて仕様表のほうに反映するようにお願いします。
0:15:48	あとジェット装置ました書面で回答させていただきます。
0:15:54	地震嫌みほか皆様方にまとめておりませんですか。
0:16:09	規制庁の吉村です。同地震に関する
0:16:15	確認事項二つ確認させていただきます。
0:16:20	1点目ですが、これは
0:16:25	えーとですね、
0:16:28	材料の許容限界に関して、補正のほうで追加していただいて、今回追加していただいておりますが、その中で、ページで言いますと5711ページ。
0:16:40	なります。■■■■■■での
0:16:44	供用中の参照ですね、3章が今回
0:16:48	実数これは多分構造計算で使ってる丘陵地の実事だと思いますが、次数を引用してます。
0:16:57	してますが文教時については、機械学会のJSMEのSI値から算定すると。
0:17:05	という方針になってたと思いますので、
0:17:09	今回このプレーを引用してることについて許容値の妥当性について説明をお願いしたいと思います。
0:17:18	これは後日書面で回答いただければと思います。
0:17:26	それから続けてもう、もう1点確認させていただきます。これは耐震関係に関する定めの前回の
0:17:37	査定等、

0:17:40	コメントナンバーで言いますと 1862 番に該当します。
0:17:47	当ペレットは配列機 3 の
0:17:53	いわゆる波及的影響に伴って設計見直しを
0:17:59	ううんとなっておりますが、前回
0:18:04	設計見直し後の
0:18:09	許容値っていうんですか。
0:18:13	結果が修正されてなかったなので、一応回答の回答欄には第 2 回補正機器つうには反映済みと。
0:18:23	記載されたの回答前回仮といただきましたが、
0:18:28	主要表。
0:18:31	とそれから図面をこちらで確認させていただいた結果では記載されているアンカボルトの本数については、
0:18:40	変更がなされてません。
0:18:45	そういう状態での検定比が当然回位、
0:18:50	補正前から、今回波及的影響を考慮して低減されてます数値計算結果低減されてますが、どうしてこれが低下されたのか、理由について説明いただきたいと思います。
0:19:06	それと
0:19:08	図面今週確認されしましたが、
0:19:12	撤去するものとの位置というか本数が遅い場合と、
0:19:17	ちょっと違っていましたので、その理由についてもあわせて説明一つこれについてはちょっと今、
0:19:24	後日書面で回答をいただきたいと思いますが、もちろん修正を含めてですが、簡単にその設計でこの内容についてちょっと御説明いただければ、この場で御説明していただきたいと。
0:19:42	政令市燃料のウチダです。今ご指摘ありましたペレット入り括弧たんですね、波及的影響に伴う的な見直しの内容について簡単に説明させていただきます。
0:19:54	ちょっとボルトの本数とかいうのでちょっと細かい設計情報言わせていただきます。
0:20:02	まず 1 回目補正 5 ページですね、1 回のボックス程度コピーでは別のボルトっていうのを、
0:20:11	■■■■で、当プレートの撤去を ■■■■で新しく

0:20:16	ボルトの追加を ■■■の予定しておりました。で発表的影響ですねそちらのほうかんがみて回動では持たないということがありまして、内容確認、所の改造というものをしております。
0:20:32	その結果、既存のホール等を
0:20:36	もともと ■■■使用するをるところを ■■■にしました道路とも撤去としてはもともと ■■■だったものを ■■■撤去で船にしまして、新たに接着系のアンカーボルト、これを ■■■問い掛けることで、■■■ですね。
0:20:51	別のものから接着系アンカーボルトに変えております。代えたところの検定比が今までは一番高いふうだったんですけども、その負の供給が普段、
0:21:05	入っていけなくなりまして、その別なタイプの方が決定的の最大値なり系統現在
0:21:11	したものについては、
0:21:15	補強後の数値としての最大を決定の記載しております。
0:21:21	冷凍仕様表突風説明もう確認したところ、接着系ボルトが ■■■、既存の金属拡張系ボルトが ■■■、■■■ですね、なってることを確認しております、それがへと波及的影響をかんがみた設計御通知に至っております。
0:21:40	以上です。
0:21:44	規制庁の吉村です。
0:21:46	説明の内容はですね、
0:21:52	改造内容はわかりました。ただちょっと私のほうで図面を見てですね、わかりづらい点があったのはちょっともう1点確認なんですけど。
0:22:02	当ボルトを撤去して新しい主要違うアンカーボルトを設置する位置というのは、
0:22:12	図面長や受注は1ヶ所しか示してないんですが、実際にはこれ例えば
0:22:18	それから新しい進め 3226 ページの説明がありますけど、ベースプレートを設置してるところがすべて交換するという理解でよろしいんでしょうか。
0:22:36	三菱製紙の内田です。はい、その御理解で結構でございます。
0:22:41	ヨシムラですわかりました図面がちょっと矢印のつけ方の問題があると思うんですけど、それがちょっと読み取れないので、ちょっと図面のほうもちょっと見直していただければと思います。
0:22:56	はい。
0:22:57	三菱原子燃料のウチダです。承知いたしましたてつめの記載方法ですね、わかりやすくするようにいたします。
0:23:08	よろしくお願ひします。それから実、ちょっと追加で1点ですね。
0:23:11	ちょっと確認をさせていただきたいんですが、また、
0:23:15	ここに限らずなんですけど、今回これ設計変更っていうのは何ヶ所か。

0:23:22	波及的影響の確認をもって間で何ヶ所か変更が生じてます。それで、
0:23:31	フローも含めて、波及的影響に関するいわゆる設計要件というのは、
0:23:38	あと、
0:23:41	例えば適合性説明等ではどこに置いて説明のほうでは触れられてないんですが、これ一応
0:23:54	主要仕様の今回の説明の資料の時補正申請書の
0:23:59	ページで言いますと 4581 ページなんですけどここに
0:24:04	(口)刈り取り表確保の縮小を含めて刈り取り使用表の
0:24:12	番号一覧が載ってるんですが、
0:24:18	その中で確保の中では例えば、5.2 ページ、施設の 7 という形で、
0:24:26	これは波及的影響に関するものについては適合性説明でも、
0:24:31	記載されてたはずなんですけど、今回記載されてない理由は何かでしょうか。
0:24:49	よろしいでしょうね - ウチダ熱で今回ご紹介パスしていただいている内容は、登録申請に限ってはさしていただいております。過去の申請についてはちょっと言えば、また修正は対応していないんですけども。
0:25:13	過去のものについてもあるように期待するようにいたします。
0:25:22	規制庁ヨシムラですよねと、さっき私がありましたページには行か比較表が載ってるんですが、それでちょっと今確認させていただいた次第なので、ちょっとこれは確認していただいて、必要であれば記載いただいたほうがいいのかと。
0:25:37	ちょっと確認をよろしく願いたいいたします。
0:25:43	三菱原子燃料の打上げ承知いたしました。
0:25:53	規制庁アリタです。続きまして、
0:25:58	私どもまず外部衝撃の関係で 1 点、これ書面で回答もらえば結構です。
0:26:05	1220 ページにある大型粉末容器を台車の仕様表なんですけど、これの仕様表見ると 99 の設 3F3 竜巻に対して今はワイヤーで固定するっていう設計の記載がありません。
0:26:20	この設計もほかの転換工場において体制には書いているもので、各 5781 ページの添付資料ですけどこの添付図面見ると、この大型粉末容器を台車もこの 99 の決算に該当するものに記載がありますので、
0:26:39	使用表のほうですけどね、説明お願いします。
0:26:49	変量ナカムラれるへとコメントを提供いたしました。
0:26:55	はい。歩いたわけです。はい、規制庁アリタです。続きまして、火災関係で、
0:27:01	まず 1 点はこれちょっとこの場で回答を開きたいんですけど、
0:27:06	4583 ページ。

0:27:09	ここに設計部門の一覧表があって、グラフの中に 11.5 のセット 1 個の水素の滞留の関係らしいんですがそういう規制があるんですか。
0:27:20	使用表とか火災の店舗説明資料でもこれの記載がちょっと見当たらず、トレイ置いてどういう内容で何が該当するのかよくわからないのでこれより説明をお願いします。
0:27:38	とりあえず面ではアキノでございます。ご指摘の件ですけれども設計番号体調に 11.5 なんていっというものを記載してたんですけれども、これは以前の御指摘いただきまして、それは
0:27:53	運用に関するような話なので、保安規定に移ったということで使用表の
0:28:01	及び添付説明書からは削除したもので、
0:28:06	この設計バグ体調につきましては、
0:28:09	去年はですね、なされておりませんでしたので、今回修正させていただきたいと思っております。以上です。
0:28:22	はい。
0:28:31	はい。
0:28:32	規制庁ある程度それでもこれについては、もともと書いてたんですが設計にあたるものじゃないので削除して結論になっているということで理解いたしました。
0:28:44	続きましてこれ火災関係なんですが、
0:28:48	店舗説明の 5560 ページに書いているので 11 - 3 節さんという設計なんですが、これ。
0:28:57	店舗説明の方見さしてもらいますと、
0:29:00	発災の発生時の温度上昇による閉じ込め機能への影響が考えられる設備機器っていうのを対象としてケーブルが損傷した安全側に動作っていうふうに書いているんですが、他方でこれも整ってる許可の記載をたどっていくとこれ、
0:29:18	評価の店舗この 49 ページになるんですが、そこを見ると、
0:29:27	店舗 49 ページの三つ目のポツですかね、ここ見ると、
0:29:35	そのリスクの相対的な大きさに応じケーブルに対して設備に必要な対策を実施する一つ目として難燃性木二つ目として、金属製カバーたって最後三つ目で、なお設備機器に係る電力用ケーブルなんたらかたらってなって、
0:29:52	この記載を見ると、何か設備を限定しているように読めないで、
0:29:58	それでなんか許可設工認の本番の説明者と許可のないような層があるように読めるんですが、これについては整備を説明をお願いします。
0:30:10	考慮

0:30:14	三菱原子燃料のアキノでございます。ご指摘の件ですけれども、事業許可の添5-49に記載の火災発生時のリスクの相対的な大きさに応じて、代表選定というようにしております。
0:30:29	ご指摘の通りですね、閉じ込み機能だけではなくて、放射線被ばくを及ぼさないから、臨界防止、
0:30:35	はい。に關しても対象となるため記載を適切に修正させていただきたいと考えております。
0:30:42	以上です。
0:30:48	規制庁小澤ですが、
0:30:50	今の点は御説明の通りかと思うんですけれども、許可のときの議論をきちんと踏まえて、系統、
0:31:00	いただきたいんですけれども、リスクの相対的な大きさに応じてやりますと、基本的な安全機能を有する施設に対するものなんで進まずすべてなんじゃないのっていう議論が最初にあったときに、
0:31:15	ケーブルに対してどう考えるかということで、リスクの大きさに応じてということですね、その難燃性ケーブルにするだとか、金属カバーをだとかっていうところの対象を使用電圧が高いケーブルだとかにするという議論がありました。
0:31:34	で、
0:31:36	前提になってるのは、そもそもの設備機器については、その電力用ケーブルだとか、計測制御ケーブルについて損傷した場合は安全側にすべて切すすべての設備基金について動作するんですよっていう前提の説明があった上で、
0:31:54	そういうリスクに応じたものというところの議論に進んでいるところというのをしっかり理解した上で書いてください。
0:32:05	三つ目のポツについてはリスクの相対的に応じてということではなくて、我々許可のときにすべての設備機器に応じてというところで説明を受けた。
0:32:15	という認識でいます。
0:32:18	教科の担当で、そこら辺の議論を踏まえている方ですね、きちんとやりとりをしてから説明するようにしてください。
0:32:29	以上です。
0:32:34	ヤマカワでございます。ただいまご指摘いただいた点を踏まえましてですね、予定の上ちょっと途中で立っていただきたいと思います。
0:32:45	規制庁アリタです。
0:32:50	続きまして溢水の本警備点と回答をお願いしたいのがあります。

0:32:55	内容としましては 1253 ページにある天井走行クレーン括弧転換をトン手厚い費用表で個々の仕様表を見ますと 12.1 の設 3 ウランの存在部位溢水水位を高くすると記載がございます。
0:33:13	これも具体的な制度設計はどうなってるのかという見ると、
0:33:18	例えば、例えば設備図面が 3454 ページにあるんですが、ここを見る限りも具体的にどうやってウランの存在ふりを
0:33:28	溢水水位を高くするのかっていうのがちょっと読み取れませんか。
0:33:32	あとそもそもクレーンで物の製造考えると、運転するときに、ウランが存在しているつまり容器だと思うんですけども用件とか分かれ経過していくわけで、
0:33:45	そういった状況においてウランの溢水水位以下にウランは存在する部位で要求は一般がよりするっていうことでどういうものなのかなと。
0:33:56	こういうことに今設計じゃなくて運転の制限があったんじゃないかと思うんですけど、これの整理について教えてください。
0:34:08	MNF ナガトシです。ご指摘のとおりですね UF6 シリンダーですね、CSP といった方以上にですね、プレートに上げてくるような及ぼしてございます。
0:34:22	これまで / 運転管理上担保するものでございますので、ちょっと資料踏まえてですねクレーンについてはですね、この 12. 施設差っていうのはなくて、たこと思います。
0:34:35	はい。
0:34:37	規制庁アリタです。
0:34:39	これ、つまり設計上としては要求を地べたに落ちことは可能ではなるんですがそこはまあ、保安規定とか下部の内部規定なんかは
0:34:51	縛りをかけて溢水するいかに要件を持っていかないと、そういうことにするということですね。
0:35:00	目皿として基本的には施し臨界に関してはですね、もともと共同話題にセミナーを置いている状態で、どっからばクレーンで上の方向に持ち上げるという状態でございますんで。
0:35:15	僕は第 2 弁がですね g 群馬いっぱいいただいた海域の確保でございますんで、とてもアプリ上げるだけですので、 溢水管から二つ行ってから見れば、安全側にある高覧の運用でございますんで、ここについてはですね、 / 切りしましてはないかなと考えてございます。
0:35:33	これまでちょっと、各確認した上でですね、客観的と適正化扉ほど考えてございます。
0:35:41	はい。

0:35:43	規制庁アリタです。今の点か5トンの、これについては承知しましたけれども、これ以外にもこれで幾つかあって、これからも同様なことを言われると思うので他のクレーンにも水平展開して、
0:35:58	いいからこういうのをお願いします。
0:36:04	これ、
0:36:05	美祢などです。また、
0:36:13	はい。続きまして、安全機能についての事実確認で2点ありまして、これは書面で回答いただければ構いません。
0:36:23	一つ目、5648 ページで仮に爆発性保育が形成されとした場合、その部位は炉心限り入口もしくは出口のみに限定されている記載があります。
0:36:37	ここについて出口付近は破裂盤が設置され、入口には、通常、
0:36:43	本店にから信用しる背景は存在しております。
0:36:47	入れた別盤についての発生設計の妥当性については整備示されているんですけど、入口付近のケーブルで説明がにあたり、ありません。出入口付近の爆発を想定して、
0:37:03	通常排気経路にサボ圧の影響分配の設備の健全性については考慮しているのか、あとはその影響の大小関係許可時の説明との整合性を
0:37:14	含めて、また別途、書面で説明するようにお願いします。
0:37:23	で、二つ目ですが、
0:37:39	いわゆる取極いただいております。はい。
0:37:44	すいません。規制庁アリタですけど安全機能の二つ目これも書面で回答くれれば結構です。
0:37:51	5661 ページになるバッチ式小型焼結炉の爆発圧力逃がし機構としてラブチャーディスクっていうのがあると思うんですけどその設計についてで、
0:38:03	提案する設備の5 - 1 の表で爆発時の発生応力評価における焼結炉部の
0:38:11	炉内側壁温度 ■■■■ があって、この設定は保守的な状況になっていることを説明するようお願いいたします。以上です。
0:38:26	海ナガトシデフォルト値は下の のポイントをいただきます。
0:38:51	はい、続きまして規制庁ウエハラです。経って関係ですけど、地震ですね。
0:38:58	4679 ページで、シリンダ洗浄等における南側時通りの徹底、
0:39:09	それから堰の閉じ込めから溢水機能がパーになってまして。
0:39:14	一類相当の地震力により第2 廃棄物処理場が倒壊しても、シリンダ洗浄等の閉じ込め機能が維持できるということを説明いただきたいと思います。
0:39:26	また内部火災が0 になってますけれども、
0:39:30	特に理由があるのか二重丸ではないかと思われます。

0:39:36	それと、各建屋の各部位に期待する安全機能が当該非常に適切に来されているか確認いただきたいと思います。
0:39:45	これは確認いただいて特に問題なければ書面で回答で結構だと思います。
0:39:54	よろしいでしょうか。みれ全量ナカジマで承知いたしましたあの確認させていただきます。はい。
0:40:03	規制庁ウエハラです。あんた続きまして外部衝撃、建屋の外部衝撃ですけれど。
0:40:10	2432 ページの図理研 5 - 1。
0:40:15	水素障壁は南西部に開放されておましてですね。
0:40:21	付近の第ちゃい器物処理上のこの建物とかなり近いですので、その健全性は保たれているのか。
0:40:30	ってというのが一つ目。
0:40:32	それから 2267 億 2268 ページの図意見 1 - 5、同じく 6。
0:40:40	第 2 廃棄物処理場の渡り廊下を経て、隣接するシリンダ洗浄とそれから第 1 廃棄物処理場の間にですね、エキスパンションジョイントこれがネクスさんジョイントの 1 と と 、
0:40:53	これがありますけれども、
0:40:56	2268 ページの来スパンジョイントの内側ですね。渡り廊下ですので、前後に入るんですけど、
0:41:07	エキスパンジョイントの内側防護ラインは不要ではないかなと考えられたんですけど、渡り廊下の屋根は F3 竜巻で損傷するために必要なかなとも考えられました。
0:41:22	それから 2265 ページのエキスパンジョイント、
0:41:28	改造の
0:41:30	THAI 竜巻のところですね、ルールではなくて二重丸なんではないかと、竜巻防護ライン上でもございますので、
0:41:39	二重丸ではないかと思われたんですけど。
0:41:41	なかなかこれ簡単に回答できればお願いしたいんですけど。
0:41:48	はい。
0:41:49	それでやってないのではナカジマで今ご指摘いただきました 3 元まず 1 点目ですけれども、水素障壁につきましては、画像を添付をするようにいたします。この図で加工施設の建物に影響しないことを
0:42:06	どう示しいたします。それから渡り廊下等を第 2 廃棄物処理省の間の協会ですけれども、これは今ご指摘の通り渡り廊下の屋根が決算竜巻で損傷しますので、

0:42:24	防護ラインとしておりますから探検目の 2265 ページですけれども、この表の中では、工事内容について主目的を二重丸、それから影響があり安全機能を要求されるものを 1 充満として
0:42:42	エキスパンションジョイント、これは竜巻防護ラインでもあるんですけれども、大飯%前提ものももとの設置理由がアークで宍道に隣接する建物がぶつからないようにすると、やっとなけるということが、
0:42:58	目的です。そこにカバー閉じ込めですとか、竜巻ですとか生き残ったカバーをつけているということですので、竜巻のほうを 1100 としております。そういった考え方で他もすべて統一した記載としております。以上です。
0:43:18	はい、原子力規制庁の永井です。今の御説明理解できたんですけど、2265 ページの図意見の 1 - 3 の 2 分の 2 を見ますと、工事の種類 8 - D ですねエキスパンションジョイントの改造の
0:43:36	工事の方法の目的欄に書いた伝え竜巻性の向上を目的に書いてあるので、こういうその事実確認になってるんですけど、こういう記載についてもですね、適切に記載されているか、よく見るようにしてください。
0:43:53	それから、担任丸がついてるついてないっていう議論もそうなんですけれども、いろいろ建物の壁っていうのは、皆さんの建物いろんな仕様でできておまして、
0:44:09	求められる安全機能を明確にするという意味で使用表をつくって使用表といいますか
0:44:17	安全、安全機能を明確にさせていただいてますので、記載漏れがあったりですねしないかどうか、この点はもちろんのことを建物系全部にわたってよく見直しをするようにしていただき再確認してください。
0:44:35	はい。
0:44:39	いえ、燃料の中でまで承知いたしました再確認いたします。
0:44:47	規制庁ウエハラです。それでは、次のコメントですが、外部衝撃の二つ目ですね。
0:44:56	2096 ページの水素障壁の外部火災に対するしょう。
0:45:02	発展に乗って、
0:45:04	a 県に水素トレーラー出入口からは横方向に幕府が開放されるが、
0:45:11	水層ガス爆発の影響範囲には、
0:45:14	核燃料物質を内包する設備が設置されてる建物がないため、別表設置しないとありますけれども、影響範囲を図面にて説明いただきたいと思います。
0:45:28	これ書面で回答いただければいいと思います。
0:45:34	ミチゲーションじゃなかでまで想定いたしました。

0:45:42	はい。
0:45:43	規制庁タナベでございます。続きましてねKJS1610 ページの除染した析出についてなんですが、こちらの決定の申請ということですが、今回ですね、除染する分析の徹底について外部とですね、繋がってるところですのでや不法侵入のですね。
0:46:03	いや、構成しているので、こちら包装侵入のですね、対象としてタイラインで下線を引くとかですね、いうことをして申請の対象にするようお願いいたします。
0:46:17	はい。
0:46:19	実現せえと次元でナカジマで想定いたしました。
0:46:28	続きまして規制庁ウエハラですが、方針の二つ目、建屋ですね。
0:46:35	9.1 の件に該当ページは 1550 ページとか 41794 ページ、説明はですね、なんですけど、業務系の情報システムについては、
0:46:48	電気通信回線を通じたエネちょっと括弧書きでファイアウォール装置等の設置によりと、これ説明書のほうにはこの括弧書きのファイアウォール装置の設置があるんですけども。
0:47:02	外部からの不正アクセスを遮断する設計としているが、ということで、括弧の記載を説明書のみで商標等ちょっと不整合なんで、どちらか統一いただきたいと思っております。
0:47:15	こちらどうでしょう。
0:47:19	三菱原子燃料の中ではですね、ご指摘の通り期待を統一するようにいたします。就業の記載のほうができるというふうに今考えておりますので、また再確認の上取りするようにいたします。
0:47:33	はい、規制庁減らす了解いたしました。よろしく申し上げます。
0:47:42	原子力規制庁の永井です。続きまして安全機能について建物関係ですので、
0:47:51	申請書ですと 4814 ページの資料の 11 の件。
0:47:58	に関してなんですが、
0:48:01	どこの中の安全性を有する施設の(2)で設計基準事故時の説明において、今回の申請で、あの設計基準事故に係る設備を申請している建物を、があるんですけども、これは徹底だけではなくて、
0:48:19	工場全体またはDBAが発生する室を対象にしてPa発生時に、これらの建物の安全機能を発揮できる設計であることを申請範囲に含めて説明を
0:48:37	するようにしてください。
0:48:40	これについてはもう皆さんのこの申請書今回のBEAに関連する

0:48:49	事項の建物の仕様については、すでに先行して申請したのに対してその建物の中で今回設計基準事項のに係る設備側のほうのいろいろ機能性の
0:49:07	が申請されているんですが、そことの関連もあるますか、皆さんのほうで今回のその建物のほうの申請の考え方をがあれば説明をしていただけますでしょうか。
0:49:34	ヒアリングでのクサマでございますので、今ご指摘いただきました検討して御回答申し上げます沼津ですね取り組みとしましては、ud申請JA転換工場からBPL発達部屋が持ってます転換工場ですね、こちらの到底級の部分を申請させていただきます、その中でですね。
0:49:52	BDBAの安全機能維持について御説明させていただいております。
0:49:57	そして、6地震におきましてですね、有地新生児残りました決定についてですね、申請しまして、経営に対するBDBAの安全ですね、御説明させていただいております。ただですね、ナガイさんの御指摘につきましては経営転換工場全体としてないと。
0:50:17	聴覚的にですね、DBA時の 便器の維持という説明がですね、ルートの御指摘と考えますので、分間Part60日ではですね、転換工場の建物、それからFP等を含めた形でですね、DBの安全機能を維持する旨の説明ですね、適合対応の説明書にピタッいただきたい。
0:50:37	どう考えております。以上です。
0:50:39	はい。原子力規制庁ナガイです。今の回答で方向で
0:50:48	さしていただきたいんですけども、前前回と二つ前の不法侵入のところでも、いわゆる刈り取り表等行ってますけれども、前回ですねというか、
0:51:03	前回第1項の建物のケースと4時のときの申請で使用表の中に、次回以降、申請するという記載のある建った建物の安全機能についてはですね。
0:51:19	前回の用地のときに、いわゆる認可を受けていない部分。
0:51:27	通りで考えていただきたいんですけどもというか実際そのような形で我々のほうも取り扱ってますというのは、実際にその中でどういう
0:51:41	設計基準事故が起きて、それがもう事故シナリオで、基本的には建物に影響しないという評価にはなっているんですけども、具体的な中の設備がですね、今回申請されて前回の申請書では、次回以降申請するという
0:52:00	取り合いがあるものについては前回の我々の審査の方にも含まれておりませんので当然関連があるし、許可の記載があるんで理解をしているんですけども、今回その部分をいわゆる次回更新性というのを、
0:52:18	使用表から削除している部分については、今回の申請範囲に含めるということで理解していただく。

0:52:27	出ればよろしいかと思えます。この考え方は今は設計基準のところでご説明しましたけれども、じゃあ一連の使用表を見ていて、前回ですね、あの設計取り合いがあって、
0:52:43	次回表にも記載して
0:52:47	次回以降申請するところがあるものを、その言葉は削除したんですが、下線が引いてなくて、今回申請範囲に含めていないということになってしまうと、いつ認可を
0:53:05	受けたんですかという最後のときに、どこでも書いてはいるんだけど、
0:53:13	認可を受けている安全機能ですということが言えなくなってしまいますので、そういう形でですね、ちょっと留意して、全体を見に再確認して反映水平展開するようにしてください。
0:53:32	別途より現実的ではなかでまであまり確認いたします。
0:53:44	はい続きまして、
0:53:46	規制庁の上原です。ええと放射線管理の建物の案件ですが、
0:53:52	2266 ページ、図意見の 1 - 4 の管理区域区分図の中にですね。
0:53:59	附属建物第 2 廃棄物処理場の放射線業務に従事する従事者等の汚染検査装置、
0:54:07	そう思われるんですがこれが出る近くに記載されておりますけれども、一種管理区域内に設置してくださいという案件ですが、
0:54:18	ちょっとここは議論したいと思うんですが、
0:54:22	いかがですか。
0:54:29	燃料の中で、よろしく願いいたします。
0:54:33	はい。
0:54:35	先行の案件、回答案ではRayleigh管理装置を書いているということで、不法侵入を防止するためにこれは非案非管理区域に設置したということなんですが、放射線管理に関する要求はシャワーだとか、
0:54:51	汚染検査がきちんとできることというのが要求ですので、これはリファーする図面をですね、入れていただきたいんですけど、汚染検査装置を適切な図面の中に入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
0:55:09	三菱原子燃料のナカジマで放射線管理訴追いい提案とも建物部位としましてはシャワー、それからそれ以外に出入り管理を判読とモニターとあると思うんですがけれどもちやわ室は今回の申請範囲内ですので、
0:55:29	一応明記いたします。それから、それ以外の補助管理設備につきましては、なぜ申請対象ですので、その人生の際に一応、大間 1 構造含め明確にしていきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

0:55:50	規制庁ウエハラです趣旨はわかりましたが、そうすると今回はシャワーの確認までということになるわけですね。
0:56:02	ここで繰り返し燃料の中でまで放射線管理設備についてはちゃわまでということになります。以上です。はい。
0:56:11	そうすると、次回申請との関係をちょっと整理いただいたほうがよかったかなと思うんですけど、そこはちょっと検討いただけますでしょうか。
0:56:24	三菱原子燃料の中でちょっとすべての時介護センターの設備を欠いてしまうわけにいかないと思うんですがそのあたりちょっと記載工夫したいと思います。はい、規制庁減らせよろしくお願いいたします。
0:56:41	原子力規制庁ナガイです。今でちょっと念のため確認なんですけれども、この出入り管理装置Gの目的聞いてますか求められる安全機能に対応して、
0:56:57	不法侵入の観点とそれから今時のQAのアフター放射線管理施設ということで、だから行き違いがあるといけないんで確認なんですけれども、
0:57:14	もともと、
0:57:17	これはあれですかね、皆さんの中で出入り管理装置っていうそのものは今使用表の
0:57:26	ですね。
0:57:31	ファン安全専門約
0:57:36	80と70、8ページにですね。
0:57:43	載せこれ外部人の進入の9.1 県1の設計仕様として、
0:57:52	所定の例で0で維持管理装置は、これが三つ目のポツにですね、書いておりますので、この位置としては、ここでいいということで、
0:58:06	もう一つの観点でコメントしたのは、
0:58:11	放射線管理でいいとして、建物の納税F値のところ、
0:58:18	そうですね設計仕様が19.1のページで、
0:58:25	変えておりますので、
0:58:28	その観点で
0:58:32	そのいい位置であるとか、覚えている設備ですね、必要な記載をするようにしてください。
0:58:42	これもどこまで安全機能を有する施設のなのかっていうことがあると思いますけれども、一応基本的には許可で誰かのこういう検査OGを安全機能として登録しているんであればそれを明確にさせていただく食う
0:58:59	場があると思いますし、そうでないんであれば説明の中で、そういう検査装置がどういうものを置きますというような形を説明していただければよろしいかと思しますので、第4になりま50は

0:59:15	非常用発電機室だったり下で管理区域ありませんでしたけれども、大4時までの記載も、
0:59:22	踏まえて、反映していただければと思います。
0:59:33	三菱原子燃料のナカジマです。承知いたしました。
1:00:03	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは引き続きまして、建物の遮へい関係のところ、これもちょっと事実確認なんです、まず、幾つかあるんでまとめてちょっとまずお伝えします。
1:00:20	1645 ページの推移表と県の 1 - 10、これは附属建物、廃棄物管理棟の仕様表がありますけれども、遮へいに係る規定の発展に
1:00:36	の対象とする遮へい議を図面等でこれ今回の申請として下線が引かれているんですけれども、これについてで何を申請しようとしているのかっていうことを
1:00:53	ちょっとここで確認させてもらいますのでちょっと幾つかあると申し上げたんですが、ちょっとこれ、まず一つ目は、この件で、
1:01:04	どう回答していただけますでしょうか。
1:01:10	はい。
1:01:11	トミタ電機の三上と申します。訓示を表に箇点を広告を活用したんですけれども、廃棄物管理棟の外壁天井等は管壁系天井は一律チェックポイントすべてフェーズ2ですので、
1:01:28	それからカミデの方確認をいたします。また星取表汎用性の高い料金ページの星取表6泊でも削除します。
1:01:39	いや、
1:01:40	原子力規制庁の永井です。わかりました。適切に対応今回申請範囲でないということであれば、そういうことに対応するようにしてください。引き続きまして、遮へいといいますか、幾つかの例で、
1:01:57	確認なんです、4513 ページの表 4 - 1 - 1 の刈り取り表と言わせていただきますが、に電話ですよ。失礼しました。
1:02:14	どっかこれ今の件。
1:02:16	失礼しました。もう一度初めからいきますと、えっと次の確認なんです、4634 ページの表 1 の 01 - 1 で、技術基準に対する設計との
1:02:34	対比表、これは星取表と呼ばせていただきますが、これについては、第一次設工認で
1:02:42	認可を受けた安全機能を漏れなく記載した上で、今回申請は対象となる安全機能

1:02:50	2は0ですね、何をするようになく識別をするようにしてください。それから、同じく4634ページなんですけれども、表1-1-1の技術基準に対する設計等たい。
1:03:08	これ星取表ですが、既認可の仕様表とそれから今回の申請についている仕様表に記載した設計番号と対応するように記載するようにしてください。
1:03:24	で、いくつか番号が相違してある部分がありますけれども、星取表については、来認可の申請書に添付した星取表を予定用いてですね、
1:03:39	今回の本申請に係る安全機能が該当するということが丸印が黒丸なる場合もあるかもしれませんが、識別できるように記載して、
1:03:53	管理してください。特に転換工場、工場等の転換工場であるとか、成型工場、組み立て工場ですね、あと第2核燃料倉庫除染室分析室であるとか書こうと。
1:04:09	成型工場などですね分割申請する。そして今回の選考申請したものの追加として申請が出てされているものの、加工施設についても同様に記載して、
1:04:26	管理するようにしてください。
1:04:29	で、ここマイク使うこういう形でお伝えしたんですが、これの意図するところはですね、最終の、まず安全機能を有する施設として登録してある建物、
1:04:45	ですね、については基本的には日一行でか星取表を一行で書くというばいいですかね、書くようにして、
1:04:59	ください。最終の申請の時にですね、求められる安全機能がすべて
1:05:09	認可されたものであるということがこの表でわかるような形でしていただければと思います。
1:05:20	よろしいでしょうか。
1:05:28	えっとびっくりが燃料の中でまず徹底いっぺん確認させていただきたいんですが今ちょっとこの星取表を今6地震性で新規に出るものをホストリオそれからアート過去の申請の星取表
1:05:43	それから、今回(2)静的刈り取り側の建物の物理量、それから、最後のフリートリガーがあるものの星取表については今回限り取るところの安全機能だけに丸つけるという形でちょっと3種類の
1:06:02	黒丸とが二重丸がついた星取表をつけております。それと今ご指摘いただきました内容ですと、今回借りてるところだけの星取表というものではなくて、過去に申請した星取表で検討
1:06:18	全部アリタられていってるよとかこの申請のときには積み残し案件について注記をつけてでかい更新世というふうにしておりましたが、これを6時先生で借りられたものについては、

1:06:36	そこの中継をとっていくとか、全停 70 申請まで終わると、すべての注記がとられるというような形で管理していくことになると思うんですが、そういったような認識で間違いはないでしょうか。以上で原子力規制庁台です。
1:06:53	その認識で結構です。その中級を取った段階で今回の申請に係る安全機能については使用料についても下線が引かれているのと同様に、
1:07:09	星取表のほうも丸印の中にすべての安全機能が一部かもしれませんがけれども、その中に安全機能の丸の下に中制を引く等ですね。
1:07:24	していただくと、今回の申請範囲がどのする設計番号かっていうのがわかりますので、そのような管理をしていただければと思います。ただ、今回ですねいろいろ過渡期といいますか、
1:07:43	ちょうど 4 月昨年もうすでにあれですけど、平成アレイは 2 年の 4 月に技術基準が変更になって設計番号が改正になってるんですが、それ 4 月以前の 3 月末までに認可を受けたものは、
1:07:59	すでに使用表の中で、設計番号が 9 の条文に沿った形で記載されておりますので、その使用表引き継ぐと基本的にはそのままになっちゃうなってしまいます。
1:08:14	ということで我々のほうでも申請書を見ていると、皆さんの方でもう新しい技術基準等の設計番号の変更した表がですね、ついておりますので、
1:08:30	そこはそういう形で新基準との読みかえができますということで、ちょっと欄外に注釈なり入れといていただければ、新規性基準新規制基準っていうか開設変更になった技術基準、内容的に変更はございませんけれども、条文の。
1:08:49	立て付けが変わったと思う条文でもわかるようになりますので、そういう形で結果として、一つの安全機能を有する施設については、星取表は一行でも、
1:09:05	記載すると、その内容については、使用表と一致した形で記載した上で工事があるなしによってもしくは技術基準の要求事項の変更があるなしによって、
1:09:21	白丸であるとか二重丸であるとか黒丸であるとか、そういう識別をするようにしてください。もう一つ言うと、今回の申請ではですね、今回分として認可を
1:09:37	きますので、特に今現状、現状の表が間違っていないのであれば、現時点ではそのままでも結構です。ただ最終のときに、それを既認可の既認可といいますが一時から 4 時までの
1:09:54	資料表のほうに反映させた形でし申請していて、修正していただいた資料をつけていただければ結構です。
1:10:07	ちょっと長くなりましたけど以上です。
1:10:11	燃料の中では承知いたしましたの 6 時選定に乗ってる必ず申請に載ってるかちょっと社内でも検討させていただきたいと思います。具体的にはない今御指摘では横軸には今年度の KPa の番号でてけばもう

1:10:31	あとは読みかえができるように各建物を企業でそうすると、おそらく3 別途全建物の1 枚でおさまるかなとそんな形でまとめさせていただきたいと思います。以上です。はい、原子力規制庁台です。
1:10:46	ご検討くださいじゃないです。
1:10:56	それで、
1:10:58	はい。規制庁原子力規制庁ナガイです。続きまして掛かんきいについての事実確認になりますが、申請書を別動を4848 ページ、これは資料20 の件という中に、
1:11:16	設計番号23.1 の健一の説明において、人が常時立ち入る場所とそれから第1 種管理区域
1:11:28	という記載があるんですけども、これは同じ場所っていうか区域として説明をされているのかどうかという確認ですので、第1 種管理区域濃度。
1:11:44	他の場所も、それ以外の場所ですね、もう何か付保
1:11:50	人の立ち入る場所として何か存在することをして意図しているのであれば、その場所を説明しまして、
1:11:58	くださいで結果として、関係ですので事業許可に記載した廃棄能力以上の廃棄設備であることを説明するようにしてください。
1:12:10	それから、一つ行きますし常用電源関係ですけども、これが169 ページの校長とてっか工場の使用表の非常用電源設備、
1:12:25	設備の設計番号E16.2 の牽引1 これは4 時の時の修正になりますが、に記載している設計仕様の無停電電源装置、
1:12:39	の記載の
1:12:42	にですね、次回以降、本申請になっているはずなんです、のその記載がございませんので、
1:12:53	次回以降申請予定のものについては、仕様表にも明確にいただいた上で、次回表ですね、もしくはの関連部分も見直すようにしてください。同様のものもあれば、
1:13:10	次回以降、まだ残っているものは、今回の審査の対象とはなりませんので、
1:13:20	そこのところはですね、次回以降だということを明確にするようにしてください。
1:13:26	以上2 点ですけども、これについては後日文書で回答お願いします上なテーマであれば、科学的、
1:13:36	やっぱり厳正中でまだ調整いたしました。
1:13:52	原子力規制庁ナガイです。続きまして建物関係なんです、
1:14:02	これはこれもにですね、申請書の1187 ページなんです、第2 核燃料倉庫の刈り取り表。

1:14:14	でですね設定も番号 4.3 の経費 4 のガラの構成スルー記載があるんですけど、気体廃棄設備の位置に関連する管理番号を
1:14:30	記載するようにしてください。これは刈り取り納付する際の設備を、が明確になっているかということの観点でございます。
1:14:41	もう 1 点ですね、1195 ページです。
1:14:48	で、これも先ほどお伝えしたと同じなんですけど、停電電源装置が 7 人生であるならば、次回以降の申請である旨を記載するようにしてください。以上については
1:15:05	後日書面で回答するようにしてください。
1:15:11	1 ページ墨田中で、承知いたしました。
1:15:20	原子力規制庁とヨシムラです。
1:15:23	受振のですねインターロック関係の記載内容について、
1:15:30	ちょっと確認させていただきます。
1:15:34	これは主に気体廃棄物つう関係においてですが、全般的な話ですので、申し上げます。
1:15:45	インタロック協の耐震重要度分類に関して適合説明書の記載内容と、
1:15:53	実際に修正されている設計仕様の中に幾つかそういう点がありますので、それについて確認させていただきたいと思います。
1:16:05	具体的に該当する内容をちょっと今申し上げます。
1:16:09	まず 6.1 の設定 3 これは適合説明書の番号ですが、
1:16:15	地震インターロックを除くインターロックの制御は耐震重要度分類。
1:16:21	第 3 類とすることという記載がありますが、実際の設計では、例えば排ガス分解装置なんかの委員宅論句の制御部として第 2 類の機器が存在します。
1:16:36	それから第 2. としまして、これは 6.1 の設の 4。
1:16:42	内容的にいいますとインターロックの制御部が第 3 類でも第 1 類の機器配管に設置するインターロック機構の検出タン作動タームは、
1:16:52	第 1 類とすることと、
1:16:57	記載されてますが、実際の設計ではですね、この
1:17:01	3 類で第 1 類に佐藤単ケース対応第 1 類に設計する。
1:17:08	内容としては、インターロックの制御部以外にも警報設備なんかにも数点見られます。
1:17:17	例えば堰の漏えい検知警報灯等、必ず必ずしもインターロックのみではないので、この辺が記載とそう言うてます。
1:17:27	もしこれ警報装置設備も含むんであれば、例えば収集ピットの検出タンも

1:17:33	場合によっては一類に相当すると思いますので、これもあわせて確認をお願いします。
1:17:40	この点、今の申し上げましたこの6ページの説明の に関してもう1点あるんですが、
1:17:47	これは都政業務が第3類の場合、
1:17:52	当然チリの基金設置される場合には、ケース探査導体注意とする内容ですが実際の設計の内容としては、2類に3類の制御部で、
1:18:05	作動短ケースタンクが2類の
1:18:07	仰せとする設計もあります。これはおそらく2類の設備に設置されてるケースだと思います。
1:18:15	吸排気ファン、例えば吸排気ファン等々の例があります。
1:18:20	これらの内容については基本的には設計内容という事務を適合説明書の記載の方法として十分フォローされていないのではないかというふうに思います。
1:18:36	そうであれば適切な修正なりの
1:18:40	適切な修正をして補正をお願いしたいと思います。内容的には、そういう修正に
1:18:50	と考えてますがこの点いかがでしょうか。
1:18:57	MNF ナガトシです。そうですねとてけば御説明とか、合併ね、てけなかった部分ございますので、記述に修正させていただくことを考えて、例えば、
1:19:15	/ 既設のヨシムラと中間の修正及び修正内容については後日書面で回答をあわせてよろしくお願いいいたします。
1:19:25	それから%実績1点目に、同じく答え廃棄物系に関して前回、
1:19:33	固縛装置の転倒防止評価に関して、質問させていただき、確認させていただきました。これについては、過去の申請で詳細に評価されているということは確認しました。それはそれで結構ですので、
1:19:51	今回の申請内容においては
1:19:54	あくまでも申請設備に関しては設計の基本方針を記載していただくことになってますので、詳細な計算の内容というふうにも評価の考え方というものを基本方針書のほうに記載していただきたいと思います。
1:20:10	これは修正及び修正案を補足いただくのを引く書面で回答いただければと思います。
1:20:20	やすかった者に対して国民が、
1:20:25	三菱原子燃料のカワマタでございます。修正して調達いたしました。
1:20:32	受振に関してもう1点は
1:20:37	確認させていただきます。これは

1:20:41	ですね、例えばこれはいきい
1:20:45	機器配管系の排気ダクトダンパーどこに耐震重要度分類が複数混在してる係数に見られんですが、これ数点あるのですが、
1:20:58	実際に耐震設計、耐震重要度分類第 1 類のダクト等が含まれてるものを書く とダンパが含まれてるケースでも、
1:21:07	この場合には、その他事業許可で求めている仕様の欄でいわゆる水平耐力 1G での弾性設計を行うということがそうした事業許可で要求されてますがそういった ことが特に抜けて、
1:21:22	多分記載漏れかと思いますが、記載されてません。
1:21:26	これについてはもし記載までであれば追加をしていただきたいと思います。それ それともし別の理由があって、記載されてるのであれば、それはそれをこの 場で説明いただければと思います。
1:21:50	はい。
1:21:53	厳しい原子炉容器の打上げそうですねこちらのほうですね 99 の節のほうで すね、再生市長がありますので、記載するようにいたします。以上です。
1:22:06	ヨシムラですねと。記載のポンプ、
1:22:10	修正と後日、内容については書面で回答をお願いいたします。
1:22:20	もタナベございます。続きまして、かなりの閉じ込めについてです。これ今から 言うのは、38 記載の整理についてなので今回答いただく必要はございません ので、法律書面で回答いただければと思います。
1:22:38	1 点だけなんですけども、使用料でいうと、1759 ページ、スクラバ分析系統に ついてでして、酸性ガスも周辺の記載ですね、こちらに今までのとこでモデル
1:22:54	しようというところで記載されておりましたが、今回のですね、補正の中で閉じ 込めるほうでもですね、記載を入れておりますので、閉じ込め等その他評価の 二つのところに記載がされているので、ちょっとここ、どういったですね、意図で どういうふうに整理をしているのか。
1:23:13	いうことについて記載を考えているのかについて後日書面で回答をお願いい たします。以上です。
1:23:24	メールの白河出て本日書面で回答いたします。
1:23:33	規制庁の上原です。続きまして同じく閉じ込めの機器範囲の関係ですけれど。
1:23:40	来範囲の 6 で代表して質問させていただきますが、1862 ページの高性能エア フィルターの仕様表ですけれども、捕集効率が 99.997% 及び 99.9%。
1:23:58	点があって、2 段、校舎はバンク型とあるんですね。
1:24:04	それでこの 2 種類を用いる理由は何でしょうかということが質問なんですけ ど。

1:24:11	これについては今節、
1:24:15	閉じ込めですね説 6 とか節 10 とかですね。
1:24:18	設計は 50.1 の設 66 辺りなんですけども。
1:24:24	局はいいとかですね、そういったところで、ウランの濃度に応じて使い分けるんでしょうかね。その辺のちょっと考え方が不足してるように思われますので、少し充実していただきたいと思います。
1:24:40	これは書面とか申請書の発足等で結構です。
1:24:50	BAF 白河で是正措置いたしました書面で回答は
1:24:56	データのほうに反映させていただきます。はい。規制庁ウエハラですよろしくお願ひします。それから同じく今度火災の関係ですね、経費はいいの。
1:25:07	火災の関係で、
1:25:10	11.3 の節 20。
1:25:13	これが説明書に 4805 ページに記載がございますけれども、屋外との火災区域境界を構成する逆流防止ダンパまたは防火ガラリという表現が何ヶ所か出てくるんですけど。
1:25:29	私が担当してるちょっとあの 6 とかですね気合いの 56 辺りはガラリがないんですけども、防火から利用ダクトに設置するという事に関してですね、気合い系の今回の申請設備にあるんでしょうかというのが質問です。
1:25:47	どうも調べたら機廃炉位置とかにはあるようですので、
1:25:53	特にこれ問題なければ問題なければというか、と言ってる事が起こらなければですねガラリがあるということであればそれで結構です。
1:26:06	はい。
1:26:09	よろしいですか。したら次は溢水の関係で日コメントです。
1:26:17	5838 ページの接合の説明書ではですね。
1:26:23	12.1 の節 1A、
1:26:26	京阪の 5 を構成する廃棄設備
1:26:30	これは排気ファン高性能エアフィルタこれ括弧して記載ございましての設備高さは溢水水位より高く設計すると。
1:26:40	あります。
1:26:42	一方の仕様表のほうではですね排気ファンと制御盤のみに
1:26:47	この要求はあって、高性能エアフィルタに記載はないんで、不整合になってるんじゃないかと思うんですが、確認して必要であれば修正いただきたいと思ひます。
1:27:03	メールの役割設定適切に対応いたします。
1:27:07	はい、よろしくお願ひいたします。

1:27:11	これ以上、
1:27:13	そうしましたら店長タナベから何点かまとめて連絡させていただきたいと思 います。
1:27:22	まず安全機能についてですけれども、これはまず単純な誤記でありますので、 修正をお願いします。14.4 の節 1 施設の効用についてなんですけれども、こ れ粒径の説明書
1:27:39	ページ 4828 あと、14.1 の設立になっているので、修正をしてください。
1:27:47	すいませんちょっと今見ていたらさらにちょっともう 1 個修正をしていただきた いところがありまして、
1:27:54	4585 ページに刈り取り表がございますよね。そのところに排ガス分解設備の ですね、取引範囲のほうなんですけれども、18.2 のせず 39 というのが抜けて るように見えますので、そちらを追記するようにしてください。
1:28:15	でやろうと今ですね排気ガス分解装置についてお話ししたので、続きまして、 警報の廃ガス分解設備の傾向について確認をさせていただきたいと思いま す。
1:28:27	こちらですね何点かまとめて確認をさせていただきますが、数ですね、水位以 下を検知するということなんです、このように、溢水の検知するの、
1:28:39	あと図面上ですね検知器の位置っていうのがわからないので、どういうふうに
1:28:46	設置されているのか。
1:28:49	で、合わせてですね、図面上だとガス、プロパンガスの供給配管がどこに接続 されているのかというところがわかりません。
1:28:59	ノ部下にもですねインターロック時に提出する弁がどこにあるのか、あとです ね、ガス、プロパンガスがどこから供給されるのか、恒設の扱い供給されるの かといっても一般のところから困窮がされるのか、その取り合いですね。
1:29:16	今申し上げたな変更についてが結構明確ではないということがありますので、 図面上ですね、明確にするようお願いいたしますということはわかったところだ と思いますのでちょっと今簡単にどういうふうなですね、位置にあるのかとか、御 説明をいただけませんか。
1:29:46	明確なとして、
1:29:48	プロジェクトでまず県Tの原理ですけれど、説明、
1:29:55	これから発表される紫外線ですね、それを感知してですね過ぎればしっかりし たとみなして検討するようなものがございます。
1:30:04	それから不便でどう便利はですね、開発未回答様内部に
1:30:12	でございます。今これで明確になるようにノいただきたいと思って考えてござ います。

1:30:21	規制庁からもSありがとうございます。今のお話だと、弁が開発分解設備の内側にあるってようなお話が図面のほうを見ると、まさに側の方しか書かれていて、違う内部構造なってるかってのは少しわかりづらいので、そういった
1:30:41	ですね、申請するノイズ構造がわかるようにですね、明確にするように記載を明確にするようにお願いいたします。
1:30:54	メールなどベータのオペリスクバターのテクニカルだっいただきます。
1:31:08	原子力制とナガイです。
1:31:11	この排ガス分解装置ですね高めの方から、もしくは先ほど耐震関係も2類であるのに何か説明がなかったりですねテーマ数でもう一度どう確認して欲しいってどうか、
1:31:27	まずその例非常に今危惧していますので、申請書の図面がですね、
1:31:38	まず、系統図が3574ページにありまして、それから
1:31:47	同構造図といえますか、図面がですね、
1:31:53	ページ。
1:31:58	多分、
1:32:02	まず、3000円。
1:32:04	574ページに系統図があるんですけどもこれを見てもわかる通り、まず途中でですねこの廃ガス系統のが屋外に
1:32:16	出ていますので、絶対値でるので当然
1:32:23	で、加工施設としてはこの廃ガス系統の込まれているので、まずあの位置構造強度は記載していただくんですけども、想定することが果樹。
1:32:42	想定する場合の荷重火災荷重として、日どこまで
1:32:50	設計上考慮しているのかということですね、屋外にありますの当然自然現象であるとか、人為事象、
1:32:58	の対象にどこまで含めているのかということも含めてですね、それからガスについてはプロパンになっておりますので、それ自身が爆発減にならないのかということとかですね。
1:33:14	いろんな、いろんな各点というか技術基準なり許可なりで約束したすべての観点で漏れなく、
1:33:27	設計されて耐えるように設計基準に対して安全機能が維持されるということはわかるような担っているかということは今伝えたことだけでなく、すべての観点で確認してください。
1:33:43	特に正図面、
1:33:46	7ページの図面は3739ページ3700、39ページのですね、図面を見ても、もう一時2時30ずっとお伝えしてきてるんですけど。

1:34:02	これ今の説明を聞いていると。
1:34:05	この図面には、いわゆるケーシングといいますがね排ガス分解装置の外から見たところの外観図しか書いていないんじゃないかと思われまして中で実際にどうい
1:34:20	計器が設置されていて、インターロック食う出荷を設置するインターロックの検知であるとか、それに対して、どこの弁どこで
1:34:38	遮断面ですね、ガスのラインの遮断弁が系統図にあるんですけども、図面の中にもありませんので、これも全部2類の地震力に耐えるということで、そういう観点で全部わからないようにしていただかないと。
1:34:55	審査ができませんので、今言った以外も含めて、よく全体を見直してください。今回これ、ちょっと私も見て余りにもひどい状況なので、こういうような位置構造設備がそもそも記載されて、
1:35:14	いないようなものがないかですね、申請諸全体にわたって、必ず確認して、次の面談では、ほかにあれば、こういうところを修正したということも
1:35:30	必ず記載の面談では報告するようにしてください。
1:35:37	私からお伝えしたいのは以上です。
1:35:44	MeVなど施設防滴と調査会申し訳ございませんでした。もうちょっとね当JAであってですね、この技術基準ですね、後で訳したことができるというふうに期待できるか、ペンをですね、確認した上でですね、修正させていただきますのでございませんでした。
1:36:04	規制庁タナベです。どう続きましてですねもう一遍警報関係を確認したいと。
1:36:12	ものは変わって転換が一番いく貯槽について、こちらですね水用で見ますと10白金の説10名設計は714番の溶液つつ、
1:36:27	次以降インターロックの記載があるんですけど、ちょっとこちらですねそもそもこれさ東端付近スパンがこれ、
1:36:36	じゃ、変換が一番いく貯槽に該当するのか、何か関係するのかっていうところがちょっと系統上わからなかったの、ちょっとこちら御説明をお願いできませんでしょうか。
1:36:53	いえ、Maぐらいなので。
1:36:57	こちら炉一基検討以降、漏えいがあった場合は、パッケージを徹底するんですけど、作るポンプがですね、変換大大体等々に附属するポンプを止めるということで、
1:37:12	ここに記載してございます。でもこれはですね、2.559ページですね、E系、Dの4分の1とか薬側になって、ちょっとその辺がいらっしまったのかもしれませんが。本来で届という意向で寄付ポンプですね、廃液ポンプを
1:37:30	いうことを指して予想してございます。

1:37:34	だからね、
1:37:36	全管台帳等に躯体強度についてもですね、違って、2セット10を期待してご います。
1:37:43	検出端である検知器ですね、ずっとですね。はい。はい、施設側で入ってご います。以上です。
1:37:51	はい。規制庁の田辺でございます。
1:37:54	正直申し上げますと転換第一廃液貯槽、申請書でいうと1883ページですが、 こちらは添付図のところで、今おっしゃられた図イ系の図のところ引っ張ってま せんよねっていうのがまずあって、そこはちょっとわからなかった理由の理由 であるんですけど。
1:38:14	そうすると液系統図、
1:38:20	図ト系3690ページに系統図のほうに読み込んでますって、そちらの方はどう 逆に今言われたんですね、インターロックのサポーターの記載が714番。
1:38:36	インタロック自体がですね、どこで作動するのかってのはちょっと残ってないよ うに見られますので、あそこら辺のところは記載を整理された方がいいのかな と洗缶使用表情に引っ張ってくるか、もしくは今引っ張ってるしっかり記載して いただいたほうがいいかちょっと社内で、
1:38:54	検討していただいてわかりやすくシヨウ申請のほう策定された方がいいと思 いますので、ご対応ほどをよろしく願います。
1:39:08	名クラウドってねPaとしましたねドライの場合やってもですね、確認した上で経 営学校は任せて、
1:39:20	はい。規制庁タナベです。よろしく願いますですね、ちょっと追加で 確認したいんですけども、今の3690ページですって経緯きついですね系統 と見ていただいていますけど。
1:39:35	まさに今私114番で液位高のインターロックについてお話ししました。そ の近くにですね、その近くというか、今の714なんかについているということで 713番のノフィルター同意バグフィルター
1:39:52	がについてなと思うんですけども、ちょっとこのバグフィルターについて確認を ですね、させていただきたいと思います。
1:39:59	まずですねこちらのバグフィルターの機能についてなんですけれども、まず根 本こちらですね、どういう機能を求めていくつか法案とかっていうところにつ いて、内部にですね、例えばこれはバグフィルターということで、民主党が入 っているのか。
1:40:17	そういったことについて確認をさせていただきたいのですが、御説明を願 いますでしょうか。

1:40:29	名クラウドジェットできるだけ先ほど質問に関連するんですけど一つですねこの図ポンプ計器でね、ここでバグフィルターの左側にですね、累計での位置にお願いしたコミットはよっていうのを御説明してるつもりでございますので、
1:40:46	累計での読むの意見をご覧いただくとですね、4号館等ですね、住宅等があって、吸着塔ははっきりしてるんですけど化学処理施設の吸着とか配管でこのバグフィルターに上がっていくめど域物販フィルターの
1:41:04	よりばまでが高く処理施設名それひ孫フィルターから大切に戻ると、とりわけとここでございます。ドイバグフィルターですねその日本交換でしたら4関係の吸着塔ですね、4項幹事長重点下端部なんですけど。
1:41:21	やっぱり万が一ですね、この4交換樹脂が漏れた場合、
1:41:27	どれをカップルですね、タイプの
1:41:32	それから国ですね、これ異物が10分守ってるためにするような目的で、ここに別紙のフィルタを設置してございます。
1:41:43	後で出ているものでございます。
1:41:48	規制庁タナベです。そうですねイオン交換樹脂のうちで細片化のもしものときのっていい言い方がいいけどメッシュを入れたバグフィルターというのが
1:42:02	設置されているということで承知いたしました説明ありがとうございました。規制庁タナベから以上でございます。
1:42:31	規制庁ウエハラです。続きまして、来範囲の関係の排気換気ですね、について確認なんですけども。
1:42:41	来範囲の5で代表させてですね、確認したいんですが1848ページの表と設きい70。
1:42:50	排気ダクトダンパ、
1:42:52	これが括弧して高性能エアフィルターから排気塔のエリアですね、の使用表でダクトAダンパの隙間の発生可能性がある接合部にシール施工を行うと。
1:43:06	のございましてですね。
1:43:12	同じくですね、これが1853ページの表と設機能7072
1:43:18	要は高性能エアフィルターの上流側ですね、こちにセールシール施工の記載がありません。
1:43:26	こっちは何で含めないのかっていうのが疑問の一つです。
1:43:31	今日規範の担当者いらっしゃらないっておっしゃってましたけど、お答えできますでしょうか。
1:43:44	水資源でねヤマカワでございます。まず気体の系統なんですけれども大きく二つに分けてございます。
1:43:53	言わ設定額からのHEPAフィルターのところまでのだと。

1:43:59	それと、HEPAフィルターから排気棟までのダクトとこの二つに分けて、設備を構成していきたいってございます。ただいまの御指摘は、このエアフィルターから排気棟までのところは、
1:44:14	しる施工が書かれてるけれども、上流側のほうですね、設備からやっぱりフィルターんところが施行書かれてないということなんですけれども、
1:44:26	こちらにつきましては、
1:44:30	原電、月ナガイたというところでご指摘いただきまして対策をとってきてるんですけれども、
1:44:37	設備からHEPAフィルターんところにつきましては点検をして点検リニアつきまとうが確認されれば、適宜、その部分については補修かけていくということにしております。以前見つかったものについてはすべて補修が完了してると。
1:44:55	いうところになってございます。そういうことで、補修完了しているの、新たにシール施工するということは記載してございませんで、一方でやっぱりフィルターから明人につきましては、排気経路の学科の確保をきちんとすると。
1:45:11	いう観点から全周にわたって時施工するということを今回新たに
1:45:18	こうするというで商標のほうに書いてるところでございます。説明以上になります。
1:45:26	はい、規制庁ウエハラですが、そうすると例えばHEPAフィルターの下流側ですね、廃棄遠回りなったりするんで屋外のダクトもかなり含める生まれるので点検がやっぱり容易性がないと。
1:45:42	そういうこともあって、分けてるんですか。
1:45:45	インリークの度合いっていうのは排気ファンの上下流ならわかるんですけど、同じ配管の上流であれば、エアフィルターの上流もアリタの下流も同じようにインリークでございますよね。
1:46:00	だからそんなに差はないと思うんですけど、点検の容易性とかそういった観点で使い分けしてるということであればそれらをちゃんと説明書のほうにでも
1:46:13	説明いただきたいと思ってるんですが、
1:46:16	どうでしょうか。
1:46:21	ページ目線でヤマカワでございます時所帯別途御説明することになるかと思うんですけれども、まず上流側については、排気ファンやって参るということで、フラップを維持してると。
1:46:35	そういうところ、もう一つ、やっぱり下流っていうのはパンで押し出されますので、カートになっているという観点で今使い分けてるところでございます。
1:46:49	はい、規制庁ウエハラ材の趣旨は大体理解しました。ただそれらのことがちょっと書かれてないんで説明をお願いしたいと思うんですが、申請書の説明ですね、

1:47:01	検討いただきたいと思います。
1:47:06	本ページ元素ヤマカワでございました辺ちょっと詳細に申請書のほうには記載させていただきたいと思います。以上です。
1:47:15	はい規制庁上原ですよろしくお願いいたします。
1:47:18	続きましてですね、来範囲が広範囲なね、この辺の関係の外部衝撃で先ほど地震の話はあったんですが、外部衝撃としてもですね、竜巻ですね。
1:47:33	廃棄物貯蔵設備(5)のドラム缶及び角型容器に関して、竜巻荷重により、固縛治具に発生する応力が材料の許容応力以下となると。
1:47:45	そういう設計にしているということは確認されておりますでしょうか。
1:47:49	すいません。続きまして先ほど追加でチェックしてたら、5782 ページですかね、それから 5796 ページ、6 ページのほうにも結果が書いてございましてですね。
1:48:05	これらは反映されてると思うんでよろしいかと思えます。
1:48:12	補足がなければこれで結構です。
1:48:25	タナベ
1:48:33	それから、ジャパンから竜巻の関係はだから混乱の中で評価されてるということでもよろしいでしょうかということで、ご意見PDCA量の中でございます。おっしゃる通りでございます。
1:48:50	はい。
1:48:51	規制庁ウエハラですんで続きましてですね、今度溢水の当県で立って物をですね。
1:49:00	ですけれどでの堰の話とか、第 1 廃棄物処理場第 2 廃棄物処理のシリンダ洗浄塔の辺りなんですけども。
1:49:10	ポンプ説明書の件 85224 ページですかね。溢水水位の評価に用いた 1 水源とか溢水量いっす水位の結果だけが書いてあるんですけど。
1:49:24	溢水量についても記載して説明いただきたいと思いますが、
1:49:29	これは書面とかの結果、
1:49:32	申請書のほうに反映いただければそれで結構です。
1:49:39	緑資源面での中でまで持って文書で回答するとともに、申請書に反映いたします。
1:49:46	はい。規制庁ウエハラですねお願いいたします。それから続きまして溢水の 2 番目ですね。
1:49:53	加工施設の建物内部にはスプリンクラーの設置はないということが許可の添 5 - 99 ページですかね、に記載がございますけれど、これは満足してるんでしょうかということなんですけど、満足していると思われれますので、

1:50:11	それではオウム返しになるんですけど、本件を説明書にも記載いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
1:50:21	オペレーションやナカジマで調停だってますと来たいというふうにします。はい。
1:50:27	よろしく願いいたしますウエハラから以上です。
1:50:44	原子力規制庁ナガイです。
1:50:47	引き続きまして、
1:50:52	溢水建物の溢水の関係なんですけれども、現在添付説明書の件 8
1:51:02	そうですねこれ 5220
1:51:04	4 ページ。
1:51:06	ですので、これは溢水の推移がですね、説明されているんですが、評価に用いた 1 水源とそれから溢水上が記載されて、それも一旦ですと(3)が残されたい。失礼しました。今ちょっとキャンセルします。
1:51:26	失礼いたしました。ですね、これは関係設備の来た廃棄施設 B の関係です。4850 ページで、第 23 条の換気設備の第 3 号
1:51:46	ですね、のろ過装置の技術基準適合説明についてですね。気体廃棄設備の構成の F P 板を設置する設計であるということに記載して説明をするようにしてください。
1:52:05	で、これは何かと言うときた廃棄設備の(1)のですね、計器室脳室ナガイ系とこれは循環してるんですけども、これも高性能エアフィルター、ここに系統に入っている構成の
1:52:23	いや、フィルタについてもろ過装置としての安全機能を有しておりますので、と考えられますので、該当する場合には記載をするようにしてください。
1:52:37	論点については後日書面で回答を終了してください。
1:52:45	麻薬のヤマカワ別承知いたしました。
1:53:01	原子力規制庁ナガイです。ちょっと先ほど排ガス分解装置のところでお伝えしたんですけど、やはり
1:53:12	1 点だけちょっと追加でお伝えしたいことがありますので、これはファイバースコープ装置の安全機能のですね、リルト破碎当初の防止で設計番号 11.3 の節 25 が、
1:53:31	どうしてですね火災建築により出荷を検知し、
1:53:36	NPD の供給弁を閉止する設計になっておりますけれども、この替え検知器の原理ですね、こういう検出器については原理先ほど紫外線を
1:53:53	利用するという御説明ありましたけど一般的な説明で結構ですけど便利用がわかるようにですね、使用表の中にもしくは

1:54:05	構成部材であるとか、もしくは使用表の中に記載するようにしてください。
1:54:16	ヤマカワでございます。承知いたしました。
1:54:25	はい。
1:54:28	規制庁小澤ですけれども、
1:54:34	先ほどウエハラの方からですね、排気ダクトのダンパーのシールの件で、当日詳細に御説明というところ。
1:54:44	であったと思うんですけれども、ヤマカワさんから御説明あった内容をですね、申請書に記載されてもうちょっとその説明だと納得できていないので、入りダクトのその開口事象のときの説明の経緯だとかですね、そういうところをちょっと思い出せないところもあります。
1:55:04	で整理して御説明いただきたいと思っておりますが、よろしくお願いします。
1:55:15	ヤマカワでございます過去の御説明した資料等ももう一度整理しまして、改めてご説明したいと思えます。
1:55:38	いや、もう規制庁アリタです。以上の本日うちの方から脱する事実確認は以上になります。
1:55:50	MNFのほうが何か。
1:55:53	ありますけれども、
1:55:56	一般質問とか、
1:56:04	名ヤマカワでございます。特にございません。
1:56:08	でもないようでしたらこれで面談のほう終了したいと思います。お疲れ様でした。